

一般事業主行動計画

社会福祉法人善隣福祉会

職員が仕事と生活の調和を図り、職員が働きやすい職場環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるように次の行動計画を策定します。

1. 計画期間令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

2. 内容

（目標1）男性職員の子育て目的の休暇の取得促進。

＜対策＞

○育児、介護休業法の育児休業制度を職員へ周知し、取得促進を図る。

（目標2）職員の子供の看護及び要介護状態にある方の介護のための休暇を時間単位で取得。

＜対策＞

○子の看護休暇、介護休暇制度を職員へ周知し、取得促進を図る。

（目標3）出産や子育て、又はその他の理由にて退職した職員を再雇用する。

＜対策＞

○希望する職員には、復職時まで必要とされる情報提供を行う。

社会福祉法人善隣福社会行動計画

採用する職員を介護職は女性労働者を優先に採用を検討して職場環境をつくるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 目標

介護職採用について同性介護の増加で女性職員を多く採用し、女性配置を三割から五割にする。

3. 取組内容

採用した労働者に占める女性労働者の割合は当施設に入所する男女の比率はおおむね女性 75%、男性 25%となっている。それにたいして配属される介護職は男性 2/3、女性 1/3 である。入所者には異性介護に抵抗感を訴えることが多く可能なかぎり同性介護で対応できるよう目標とする。職員が仕事と生活の調和を図り、職員が働きやすい職場環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるように次の行動計画を策定します。

4. 実施時期

介護職員は介護職就職希望者減少で配置人数補充目的で常時募集する。

5. 対策

- ・ 育児、介護休業法の育児休業制度を職員へ周知し、取得促進を図る。
- ・ 職員の子供の看護及び要介護状態にある方の介護のための休暇を時間単位で取得。
- ・ 子の看護休暇、介護休暇制度を職員へ周知し取得促進を図る。
- ・ 出産や子育て、又はその他の理由にて退職した職員を再雇用する。